

今月のことば

5 月 号

第 34 卷・第 5 号

昭和 54 年



社会教育法施行三〇周年

内藤 誉三郎

社会教育行政の基本的な法律ともいえるべき社会教育法は、昭和二四年六月一〇日、法律第二〇七号として制定・公布されました。ことしは、この社会教育法が制定・公布されてから、三〇周年になります。

ひるがえってみますと、戦後のわが国は、混乱と窮乏の中で、国家再建の根本を教育に求めました。そして、学校制度の改革を断行し、また、公民館を新しく構想するとともに、社会教育法を制定するなどして、教育の刷新、充実に意を注ぎました。この間、関係者のたゆみない努力と国民の精進により、わが国の教育は、他に類をみない拡充、発展をみるにいたったわけです。

一方、わが国は、戦後の復興を経て、経済的な豊かさを求めて邁進し、顕著な成果を収めて参りました。それは、欧米諸国に範を求めて積み重ねた近代化の精華でもありました。

しかしながら、このような経済的発展の中にあつては、物質的な豊かさにかくれて、ともすれば失われがちなのが、心の豊かさです。

自然と人間との調和、心・善・美の追求、生活伝承や伝統の尊重、自由と責任の均衡、連帯の推進、自己実現などもたらす真の豊かさを忘れた国民には、真の繁栄を望むことはできません。歴史は、「物で栄えて、心で減ぶ」という教訓を遺しております。

急速な経済発展がもたらした物質文明の限界を見究め、経済中心の近代化の時代から、近代を超えた文化重視の時代を創り出していくことが、まさに、喫緊の課題となっております。

このような時代認識にたつとき、資源に恵まれないわが国が、世界各国との協調の下に、将来にわたって発展を続け、活力ある国家社会を築いていくためには、豊かな教養を身につけ、創造力に富んだ、国際的にも信頼と尊敬を勝ち得るたくましい日本人の輩出が望まれます。これはまた、社会が教育に寄せる強い期待にほかなりません。

社会教育法施行三〇周年を迎え、教育に寄せられる期待に思いをいたし、人びとの心の豊かさを求める営みを援助するため、社会教育関係者が更に努力を傾注されますことをねがうものです。

(文部大臣)